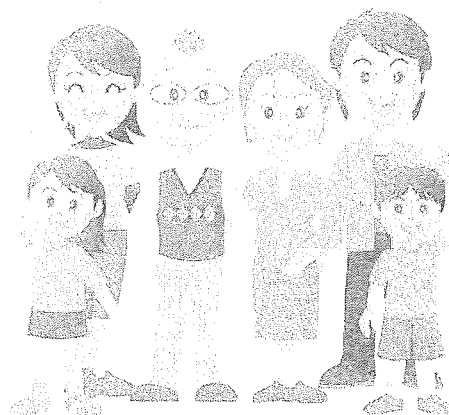


真室川町地域福祉計画

令和8年度(2026年) ~ 令和12年度(2030年)



1 計画策定の背景と趣旨

地域福祉計画は、平成12年の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、これからの福祉のあり方として「地域共生社会」について明記がなされました。

計画の策定については、平成30年の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

町では「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に、令和3年から令和7年度までの計画期間の第1期「真室川町地域福祉計画」を策定しました。

第1期計画の期間終了を迎え、地域福祉の現状を把握し、前期計画の事業評価を実施し、町民アンケート調査による町民の声を反映して「第2期真室川町地域福祉計画」を策定しました。

山形県真室川町

発行/真室川町福祉課(令和8年3月)

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町469番1

TEL 0233-62-3436 FAX 0233-64-1526

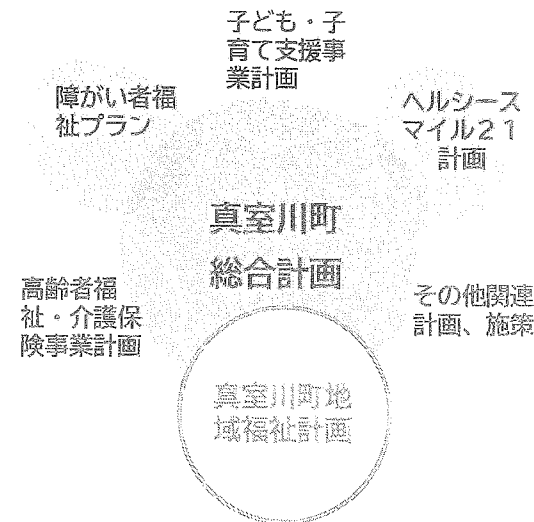
2 計画の位置づけ・期間

◎計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に定められている事項について、真室川町総合計画を上位計画とし、高齢者福祉・介護保険事業計画、障がい福祉プラン、子ども・子育て支援事業計画など福祉各分野の共通事項を定めた上位計画として位置づけます。

◎計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年間を計画期間とします。

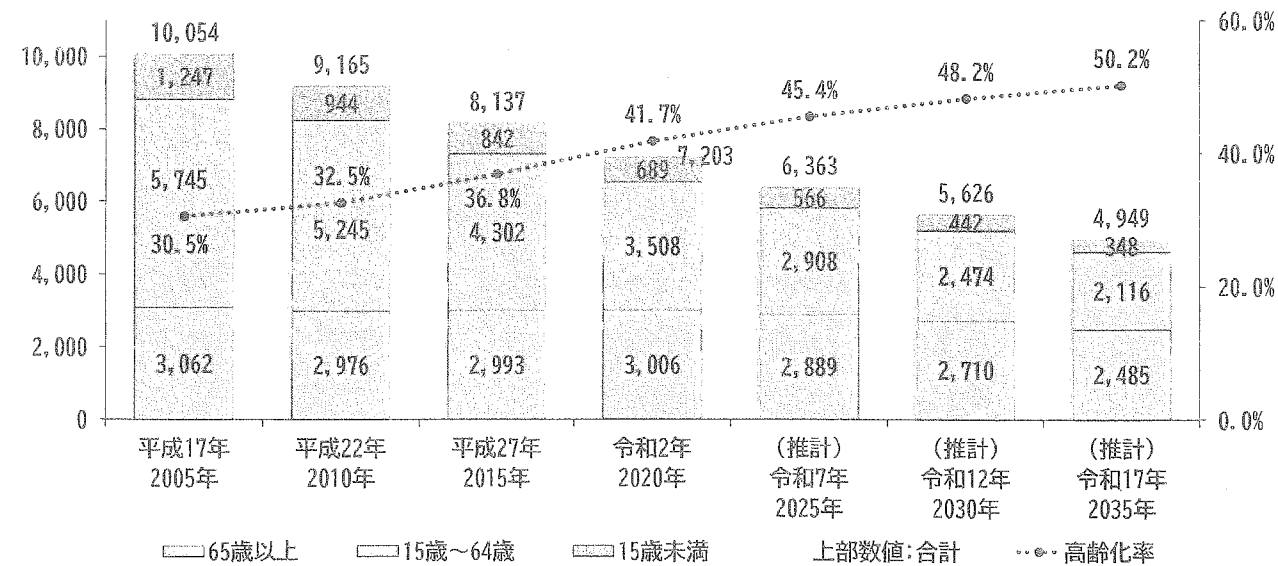


3 町を取りまく状況

◎人口の将来推計

町の人口は、平成22年には9,165人でしたが、令和2年には7,203人と10年間で2千人弱が減少しており、今後も減少が続くと推計されます。人口構造については、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は微減となっています。令和12年には老年人口が生産年齢人口を上回り、令和17年には高齢化率（老年人口の割合）が50%を超えると推計されます。

※資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」



◎諸課題

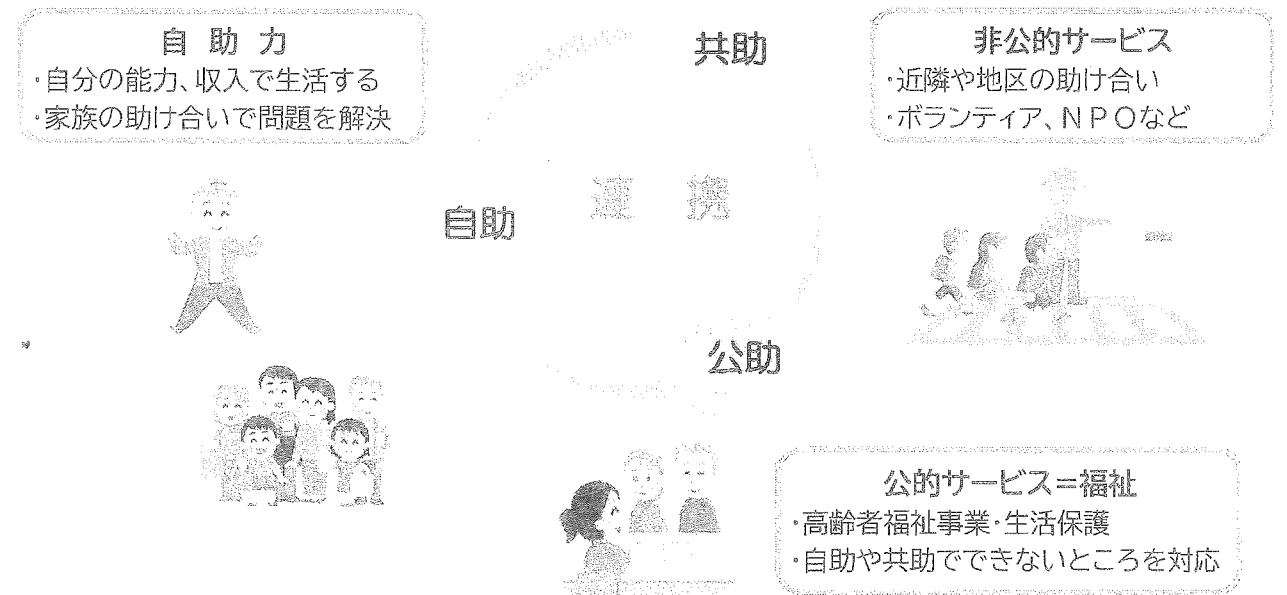
- ・少子高齢化など社会構造の変化で、地域福祉課題が「複雑化」「複合化」してきています
- ・地域・家庭・職場などの場において、支え合いの基盤が弱まってきています
- ・コロナ禍を経てさらに関係の希薄化が進み、地域活動・ボランティア等への参加者が減少してきています



◎「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念とした地域福祉計画により、各種施策を進めながら「地域共生社会」の実現をめざします

4 「自助」「共助」「公助」と地域共生社会

◎地域福祉を進めるには「自助」「共助」「公助」とその連携が重要となります



◎地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



困ったときにはひとりで悩まずに相談しましょう

- | | | |
|-----------------|----------------|-------------|
| ○真室川町福祉課 | 真室川町大字新町 469-1 | TEL 62-3436 |
| ○真室川町地域包括支援センター | 〃 | TEL 64-1525 |
| ○真室川町社会福祉協議会 | 真室川町大字新町 126 | TEL 64-1515 |
| ○お近くの民生委員・児童委員 | 福祉課におたずねください | |

5 基本理念・基本目標・基本施策

基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生のまちづくり

基本目標 基本施策

事業

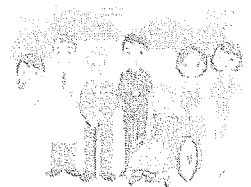
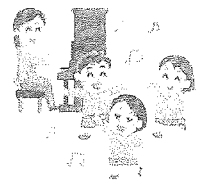
基本目標1 つながり支え合う地域づくり

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 地域福祉に対する理解と担い手の育成・支援 | ①地域福祉に対する理解を深める
②担い手の育成・支援 |
| (2) 支え合いをめざす基盤づくり | ①共生社会をめざすまちづくり
②共生型の福祉サービスの推進
③官民協働による取り組みの推進 |
| (3) 地域福祉サービスの向上 | ①福祉サービスの向上にむけて
②社会福祉事業の推進 |



基本目標2 利用者に寄り添う福祉サービスの展開

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 多様化する福祉課題と重点施策 | ①高齢者福祉の充実施策
②障がい者福祉の充実
③子ども・子育て支援の充実
④健康づくりの充実
⑤利用者に寄り添う福祉サービスの提供
(町単独福祉給付事業等) |
| (2) 課題を抱える人々を連携・支援 | ①ひきこもり等の対応策
②生活困窮者等の支援
③居住に課題を抱える方への支援
④自殺対策について
⑤成年後見制度の利用促進
⑥虐待防止と権利擁護
⑦差別の解消
⑧再犯防止対策 |



基本目標3 包括的支援の仕組みづくり

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 集い交流し孤立を防ぐ | ①町民主体の交流・集いの場の創設、利活用
②町や福祉団体による交流・集いの場の創設、利活用
③福祉団体の育成 |
| (2) 相談・支援体制の充実 | ①相談・支援体制の充実
①包括的な支援体制の基盤づくり |
| (3) 丸ごと地域で支え合う体制の強化 | ②ニーズの発見及び地域資源把握のための体制づくり
③なんでも相談・支援できる体制づくり |



基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| (1) 災害時、緊急時の支援体制の強化 | ①災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくり |
| (2) 支え合い安心して暮らせる環境づくり | ①安心安全で暮らせる生活環境づくり
②日常的な見守り支援 |

